

6 燃え殻、汚泥等の事前承認手続

(1) 事前承認の手順

「横浜市産業廃棄物の処分に関する指導要綱」に基づく制度です。

搬入できる廃棄物のうち、“燃え殻・汚泥・鉱さい・ばいじん・その他市長が適当と認めたもの”に関しては、産業廃棄物継続搬入届出書の提出以前に、以下の手順で事前承認を受けてください。ただし、判定基準はP.21の表の値を基準とします。

STEP1 搬入予定廃棄物から試料を採取する

搬入予定の産業廃棄物を適量採取して二分し、一方は分析機関に溶出試験等を依頼し、他方(約300g)は本市提出用試料として仮保管します。

また、報告書作成の際に試料採取日を記入するので、必ず記録してください。

STEP2 試料の分析

分析機関(原則として濃度計量証明事業所の登録がなされている第三者機関)にP.20の別表に定める分析項目及び一般性状試験として固型分、水分、pH、ノルマルヘキサン抽出物質含有量、熱しゃく減量、不溶成分の分析を依頼します。なお、一部項目を省略できる場合があるため、事前に産業廃棄物対策課にお問い合わせください。

それぞれの項目の分析方法は以下に定めるとおりとします。

- ・一般性状試験:P.19のとおり
- ・溶出試験:昭和48年環境庁告示第13号による
- ・含有量試験(水銀又はその化合物):
「水銀廃棄物ガイドライン」を参照の上、適切な方法で行うこと
- ・含有量試験(ダイオキシン類):昭和48年環境庁告示第13号による
- ・含有量試験(その他の項目):

底質調査方法等を参考に前処理操作を行い、検出操作は溶出試験と同様とする

STEP3 産業廃棄物分析調査報告書の作成

P.38の記入例を参考に、産業廃棄物分析調査報告書(P.30)に必要事項を記入します。表面は当該廃棄物の排出事業者、裏面は分析機関が記入してください。記入の際、受入基準の超過が無いことを確認してください。

STEP4 産業廃棄物対策課への書類の提出 (地図はP.22参照)

以下の必要書類等を産業廃棄物対策課に持参してください。

- 1)産業廃棄物分析調査報告書 3部
- 2)分析試料約300g(STEP1で分取したもの)
- 3)返信用封筒(返信先記入済、切手貼付済のもの)※副本返却時郵送を希望する場合

STEP5**産業廃棄物分析調査報告書の副本返却**

STEP4 で必要書類を提出した後、1～2週間程で埋立承認となります。返信用封筒がある場合は郵送、無い場合は来庁して分析調査報告書の副本(承認印押印済)を受け取ってください。

なお、承認期限は試料採取月から1年後の同月末までです。

(2) 一般性状試験の分析方法**ア 固型分**

- ① 容器に試料a(g)[20～100g]を正確に計り取り、沸騰しないように注意して蒸発乾固させる。
- ② 乾固させたものを105～110℃で2時間乾燥させた後、デシケーター中で30分間放冷する。
- ③ 容器に残留した物質の重量b(g)を正確に求める。これを固型分の重量とする。
- ④ 「固型分(%) = $b/a \times 100$ 」の式により、算出する。

イ 水分

「水分(%) = $100 - \text{固型分}(\%)$ 」の式により、算出する。

ウ pH

試料10w/v%液を検液とし、JIS K0102 12(ガラス電極法)に定める方法による。

エ ノルマルヘキサン抽出物質含有量(含油量)

- ① 試料a(g)をソックスレー抽出器に入れヘキサンを用いて抽出し、この抽出液を検液とする。
- ② 昭和49年環境庁告示第64号付表4に定める方法により、検液のノルマルヘキサン抽出物質の重量c(g)を求める。
- ③ 「ノルマルヘキサン抽出物質含有量(mg/kg) = $c/a \times 10^6$ 」の式により算出する。
または、
「含油量(%) = $c/a \times 100$ 」の式により算出する[搬入基準は5%以下]。

オ 熱しゃく減量

- ① 固型分の測定操作で得られた乾燥後の試料b(g)を、電気炉にて $600 \pm 25^\circ\text{C}$ で3時間強熱する。
- ② 強熱後の試料をデシケーター中で放冷し、放冷後の試料の重量d(g)を正確に求める。
- ③ 「熱灼減量(%) = $(b-d)/b \times 100$ 」の式により、算出する。

カ 不溶成分

- ① 試料a(g)を有姿のまま検液とし、孔径 $1\mu\text{m}$ のメンブランフィルターでろ過する。有姿の状態ではろ過できないものは、試料10w/v%液を検液とし、振とう後メンブランフィルターでろ過する。
- ② メンブランフィルターのろ過残留物を乾燥させ、その重量e(g)を正確に求める。
- ③ これを不溶成分の重量とする。「不溶成分(%) = $e/a \times 100$ 」の式により、算出する。

(3) 分析項目

別表 ≪埋立処分に係る分析項目≫

有害物質等	排出者	排出事業者 (処理業者を除く)		処理業者		
		初回	継続	初回	継続	中間報告
アルキル水銀		◎	●	◎	○	—
総水銀		◎	◎※1	◎	◎※1	○
カドミウム		◎	○	◎	○	○
鉛		◎	○	◎	○	○
有機燐		◎	●	◎	○	—
六価クロム		◎	○	◎	○	○
砒素		◎	○	◎	○	○
シアン		◎	○	◎	○	○
P C B		◎	●	◎	○	—
トリクロロエチレン		○	●※2	○	○	●※2
テトラクロロエチレン		○	●※2	○	○	●※2
ジクロロメタン		●	●	○	●	—
四塩化炭素		●	●	○	●	—
1,2-ジクロロエタン		●	●	○	●	—
1,1-ジクロロエチレン		●	●	○	●	—
ス-1,2-ジクロロエタン		●	●	○	●	—
1,1,1-トリクロロエタン		●	●	○	●	—
1,1,2-トリクロロエタン		●	●	○	●	—
1,3-ジクロロプロパン		●	●	○	●	—
チウラム		●	●	○	●	—
シマジン		●	●	○	●	—
チオベンカルブ		●	●	○	●	—
ベンゼン		●	●	○	●	—
セレン		●	●	◎	●	—
1,4-ジオキサン		●	●	○	●	—
ダイオキシン類		◇	◇	◇	◇	—
一般性状試験		必ず行う(コンクリート固型化物については一軸圧縮強度の測定も行う。)				

◎:含有量試験及び溶出試験を行う。

○:溶出試験を行う。

●:「政令で定められた施設」を有し、規制対象物質に該当する場合、溶出試験を行う。

また、発生工程等から判断して、当該有害物質等が混入されている可能性があるとしが判断した場合、市と協議の上、溶出試験を行う。

◇:当該廃棄物が燃え殻、ばいじん又は焼却施設の湿式集塵施設から発生する汚泥であり、かつ「政令で定められた施設」を有し、規制対象物質に該当する場合、含有量試験を行う。

※1:発生工程等から判断して、水銀を含有していないことが明らかである場合、市と協議の上、溶出試験のみ行う。

※2:当該廃棄物が汚泥の場合、溶出試験を行う。

(4) 判定基準

「燃え殻」、「汚泥」、「鉱さい」、「ばいじん」及び「その他特に市長が適当と認めたもの」にかかる基準

	項 目	基準値(溶出試験)
有 害 物 質	アルキル水銀化合物	検出されないこと
	水銀又はその化合物	15 mg/kg以下(含有量試験) 0.005 mg/l以下
	カドミウム又はその化合物	0.09 mg/l以下
	鉛又はその化合物	0.3 mg/l以下
	有機燐化合物	0.2 mg/l以下
	六価クロム化合物	0.5 mg/l以下
	砒素又はその化合物	0.3 mg/l以下
	シアン化合物	1 mg/l以下
	ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/l以下
	トリクロロエチレン	0.1 mg/l以下
	テトラクロロエチレン	0.1 mg/l以下
	ジクロロメタン	0.2 mg/l以下
	四塩化炭素	0.02 mg/l以下
	1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/l以下
	1,1-ジクロロエチレン	1 mg/l以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/l以下
	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/l以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/l以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/l以下
	チウラム	0.06 mg/l以下
	シマジン	0.03 mg/l以下
	チオベンカルブ	0.2 mg/l以下
	ベンゼン	0.1 mg/l以下
	セレン又はその化合物	0.3 mg/l以下
1,4-ジオキサン	0.5 mg/l以下	
ダイオキシン類	3 ng-TEQ/g以下(含有量試験)	
性 状 般	水分	※ 85%以下
	含油量	※ 5%以下

※ 基準値以下であっても性状によって埋め立てを不適当とすることがあります。